

北海道建築士

HOKKAIDO KENCHIKUSHI 2014.08.No204

8月号

目次

J5・北海道 スタート!	1
技術ノート	2
実行委員会報告	5
〔地域貢献活動センター・被災地応急支援特別〕	
青年・女性の窓	6
〔No.67 HOKKAIDO 建築士会 女性委員会〕	
支部だより	7
〔石狩〕	
事務局だより	7
information	8

URL <http://www.h-ab.com/>

J5・北海道 スタート!

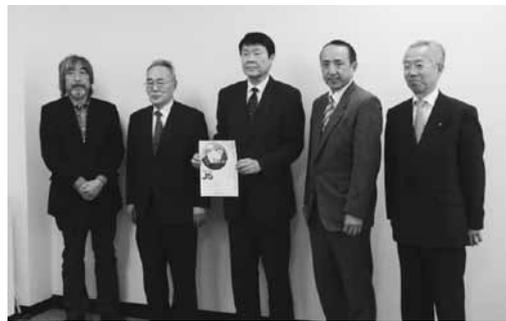
情報委員会 委員 柳山美保子 (札幌支部)

既に連合会HPや業界紙に掲載されていますので御存知かもしれませんが、あらためて建築専門家5団体「J5 (ジェーファイブ)」について取材しましたのでお知らせします。

J5とは、建築士会の専攻建築士制度など、それぞれ独自の認定資格制度を持つ建築5団体により設立されました。各団体は、専門性を活かして認定資格制度を立ち上げてきましたが、なかなか社会において浸透していないと認識しており、5団体それぞれが運営している認定資格について相互理解を深めると共に、社会でのより一層の活用を推進するため協同で取り組むこととし、4月22日日本建築士会連合会において、J5として記者発表が行われました。



今後、各地域においても同様にJ5を設立し地方レベルでの活動を進めていく予定としておりますが、ここ北海道では、本会が呼び掛け、地方としては全国に先がけて5月20日に道士会会議室において、J5・北海道設立の懇談会を開催しました。出席者は、日本建築家協会北海道支部(上遠野克支部長)、日本建築構造技術者協会北海道支部(向山松秀支部長)、日本建築設備技術者協会北海道支部(里中雅幸支部長)、日本建築積算協会北海道支部(駒木根洋一支部長、武内正光支部役員)、北海道建築士会(高野壽世会長、松崎健児常務理事)の7名で、高野会長から、設立趣旨などの説明があり、今後の活動について話し合いが行われました。



左より 上遠野氏、駒木根氏、高野氏、里中氏、向山氏

各団体ではそれぞれの専門性を活かした独自の認定制度を運営していますが、法的位置付けのない民間資格のため、社会的認知の獲得を図ろうとしてもなかなか進展しないのが実情です。

より一層社会で認知されるためには、J5のパンフレット等を活用してPRを展開し、行政や市民に広く周知していくことが必要であることを確認。また、行政に対しては、各分野の専門家が協働して建築が成立するという観点から、バランスのよい建築基準法、建築士法の改正に対する協議の場でJ5として意見が述べられるようにしていきたいとしています。市民に向けてのアピールとしては、J5中央会が9月に東京でキックオフシンポジウムを開催する予定となっておりますが、各地で地方会を立ち上げることやCPDの取得できる合同研修会を定期的で開催する取り組みなど、道内における今後についての意見交換が行われました。

【J5認定資格】

登録建築家 [JIA]
JSCA建築構造士 [JSCA]
JABMEE SENIOR [JABMEE]
建築コスト管理士・建築積算士 [BSIJ]
専攻建築士 [JABA]

J は 各団体のイニシャル
5 は 5団体を意味します



積雪寒冷地における鋼板一体型壁面太陽電池の有効性

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部

北方建築総合研究所環境科学部環境グループ 主査 堤 拓 哉

1. はじめに

積雪地域における太陽光発電の導入に際し、屋根に設置した太陽電池が雪で覆われることによる発電量の減少、太陽電池からの落雪や滑雪障害などの課題がある^{1),2)}。一方、垂直に設置された太陽電池では、雪による諸問題の回避と共に雪面反射による発電量の増加が期待できる。

本研究では、工場や店舗など比較的規模が大きく、太陽電池の設置面積を壁面において広く確保できる建築物の新たな創エネ技術として、温度上昇による効率低下が極めて小さく建材との一体型が容易な薄膜アモルファス太陽電池と集熱性に優れた鋼板を組み合わせて発電と集熱を行う「鋼板一体型壁面太陽電池」の有効性を実測調査と数値解析により検証した。本稿では実験棟における鋼板一体型壁面太陽電池の発電量及び給気の予熱効果について報告する。



写真2 屋根面における太陽電池の設置状況

2. 実験棟および測定概要

実験は旭川市にある北方建築総合研究所の敷地内で行った。実験棟の外観および屋根面の太陽電池パネル設置状況を写真1、2に示す。設置位置別の発電量を計測するため太陽電池は南側壁面(0.72kW)、西側壁面(0.36kW)、北側壁面(0.18kW)、屋根面(0.45kW)に設置した。

壁面の鋼板一体型壁面太陽電池で集熱し給気予熱するシステムの概念図を図1に示す。南側壁面に設置した電池下部のスリットから外気を取り入れ、外壁と鋼板一体型太陽電池との間の通気層を空気が上昇し、日射により加温された鋼板で上昇する空気を暖めてファンにより室内に取り込む仕組みとなっている。

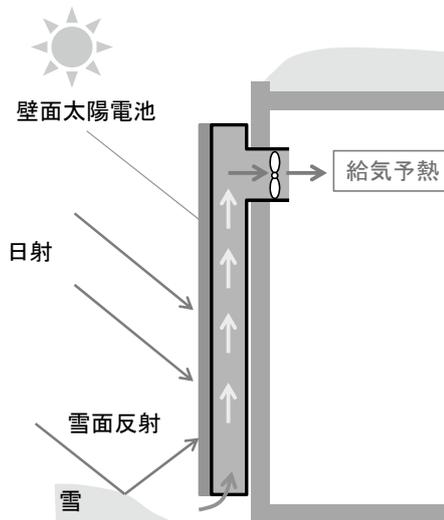


図1 実験棟におけるシステムの概念図



写真1 実験棟および太陽電池の設置状況

3. 壁面に設置した太陽電池の発電量

図2に2012年11月から2013年10月までの月別発電量を示す。設置位置によって太陽電池の設置容量が異なるため、ここでは電池容量を1kWに換算し整理している。2012年11月～2013年3月までの発電量をみると、屋根面は、積雪の影響が出始める11月より発電量が少なくなり、積雪に覆われる12～2月の発電量はゼロとなっている。雪融け後、発電を再開し、太陽高度が高くなる夏場に発電量のピークを迎え、その後、再び減少に転じるなど、年間を通じて発電量の上下動が大きい傾向にある。

一方、南面、西面、北面の発電量は12月から3月にかけて徐々に上昇し、3月に発電量のピークを迎えている。壁面に設置した太陽電池の発電量は、ピーク時の発電量は少ないものの、年間を通じて比較的

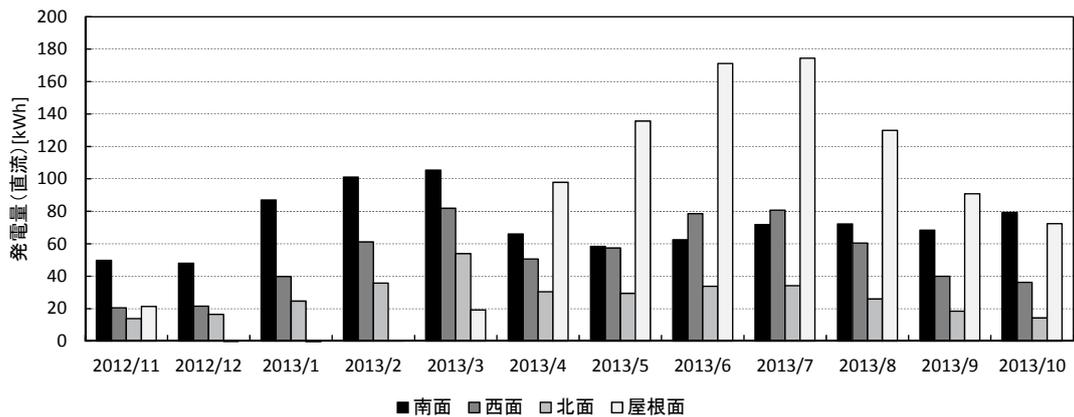


図2 実験棟における月別発電量（1kW換算）

安定した発電を行っている。

図3に設置位置別の年間発電量を示す。南面の発電量と比較すると、屋根面の発電量は南面より5%程度多く、西面は南面の7割、北面は南面の4割程度の発電量となった。南面の発電量は屋根面の発電量と殆ど変わらない発電量であり、西面および北面に設置された太陽電池においても雪面反射のある積雪期を中心に発電されており、北海道に建つ建築物の壁面に設置した太陽電池には一定程度の発電量が見込める結果となった。

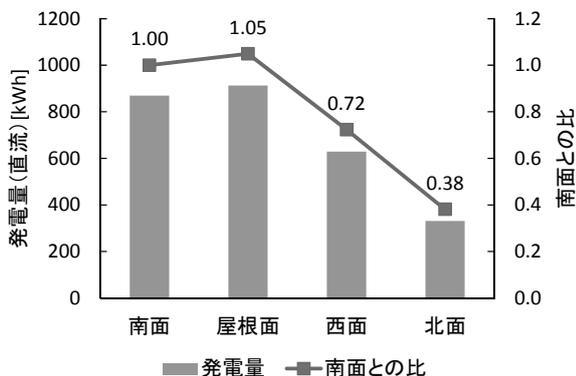


図3 設置位置別の年間発電量

図4に北海道の月別電力需要量と実験棟における設置位置別の発電量との関係を示す³⁾。図4に示すように北海道の電力需要は、暖房を使用する冬場にピークを迎えるが、太陽電池を屋根面に設置した場合の発電量は、夏場に多く冬場は殆ど見込めないなど、北海道の電力需要と逆の傾向にある。このため、屋根面を対象に太陽電池の設置数を増やしても北海道の電力需給への貢献はさほど大きくならない。一方、南側の壁面に設置した太陽電池の発電量の推移は北海道の電力需要にほぼ対応しており、北海道の建築物における太陽電池の設置位置として、南側の壁面は適していると考えられる。

4. 給気予熱効果

写真3に実験棟の給気口および外気取入口の位置

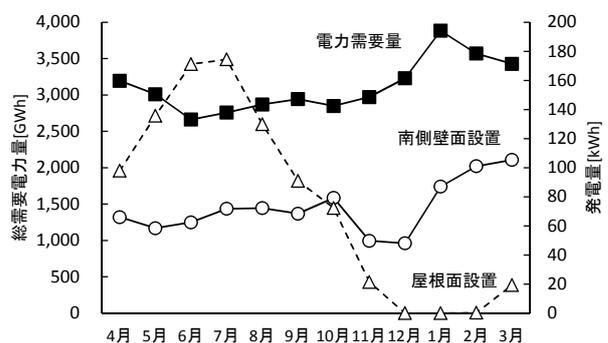


図4 北海道の電力需要と位置別発電量との関係³⁾

を示す。壁面に2か所設けた給気口のダクトは室内で連結し、風量40[m³/h]で外気を取り入れた。実験では、通気層内各所および太陽電池の表面温度を熱電対で測定し、外気の加温状況を調べた。

図5に真冬晴天時における測定結果の例を示す。日射量の増加に伴い通気層内空気温度が上がる状況が確認でき、同日の外気温は-10℃以下で推移しているが、通気層出口における空気の温度は最大約29℃まで上昇した。

図6に時間帯別の通気層内空気温度の高さ分布を示す。日射量が多くなる時間帯になると、通気層内を上昇する空気が徐々に暖められるため、通気層内



写真3 給気口および外気取入口

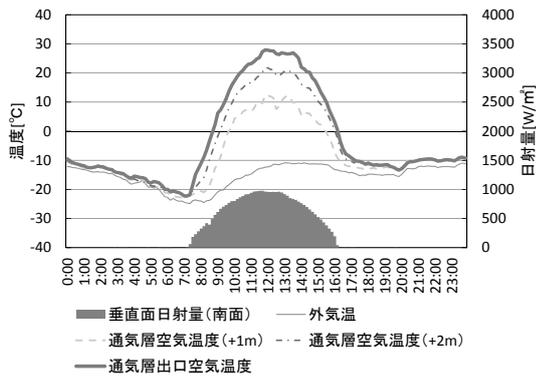


図5 通気層内温度と日射量 (2014年1月23日)

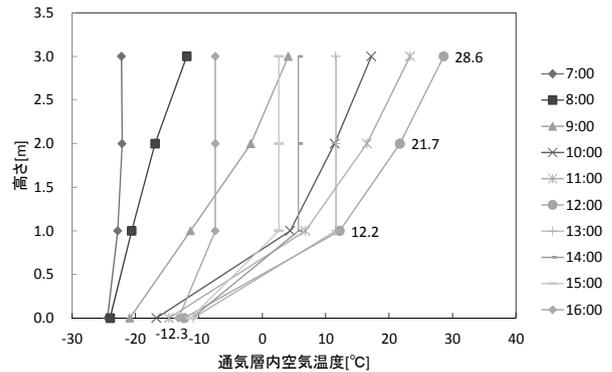


図6 通気層内温度の高さ分布 (2014年1月23日)

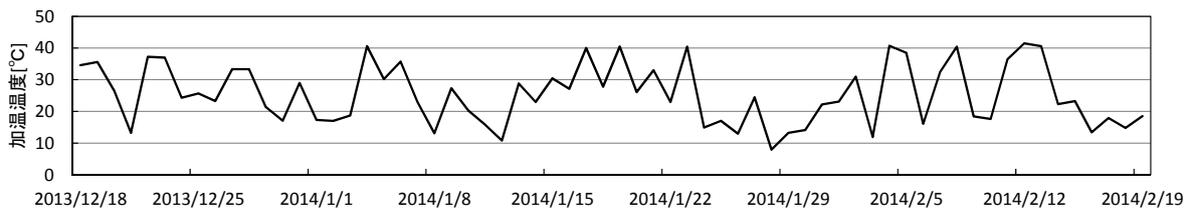


図7 外気温と給気温度との差 (加温温度) の日最大値の推移

地点	緯度	経度	ファイル名	選択
旭川	43.8	142.4	0239999.has	入力
PV下面高さm	PV上面高さm	PV容量kW	方位	
4.45	4.55	1	南	
前面距離m	前面建物高さm			
10	6			
地面反射率	遠方地面反射率	積雪開始月	積雪終了月	積雪の反射率
0.2	0.2	12	3	0.85
	日射量kWh/m2	発電量kWh		計算実行
1月	59	49		毎時データを見る
2月	85	71		
3月	104	85		
4月	69	54		
5月	68	52		
6月	59	44		
7月	58	43		
8月	62	45		
9月	73	55		
10月	73	56		
11月	43	34		
12月	48	40		
合計	801	628		

図8 発電量の予測ツール

の上部ほど空気温度が高くなり、温度勾配が大きくなる。太陽電池を取り付けた鋼板の裏面温度は、昼12時前後において概ね30~38℃の範囲であったことから、十分な給気の予熱効果を得るには、通気層は3m以上の高さが必要である。図7に外気温と給気温度との差 (加温温度) の日最大値の推移を示す。冬期 (2013/12/18~2014/2/19) における加温温度の日最大値の平均は25.4℃、最小7.9℃、最大41.5℃であり、30℃以上となった日は全体の34% (22/64) であった。加温温度は日射量に左右されるため、日変動および時間変動が大きいことから、本システムは換気設備や暖房設備の補助的用途としての活用が適していると考えられる。

5. 発電量と給気予熱効果の予測ツール

本システムの検討と併せ、鋼板一体型壁面太陽電池の発電量と給気予熱効果を計算するツールの開発も行った。発電量の予測ツールは、雪面反射と共に

前方建物の影響も加味して発電量の計算を行う仕様になっている (図8)。

6. まとめ

本システムは給気予熱としての用途のほか、北海道の一次産業では、水産物、農作物、木材などの乾燥工程に多くの燃料を消費していることから、乾燥工程の補助熱源として本システムを適用することにより、燃料消費を抑え生産コストを削減する効果なども期待できよう。本研究は、株式会社淀川製鋼所および富士電機株式会社と共同で実施した。

参考文献

- 1) 日本建築学会：雪と建築, pp.56-57, 2010.8
- 2) 国民生活センター：国民生活, No.8, 2013.3
- 3) 経済産業省北海道経済産業局：平成24年度北海道電力需給実績 (確報), 2014.4

CPD 自習型認定研修の設問

P2-P4 技術ノート
(積雪寒冷地における
鋼板一体型壁面太陽電池の有効性)

北海道建築士 No.204

2014/ 8/ 1 単位: 1

設問 太陽光発電設備に関する次の記述のうち、適切なものはどれか。

- a. 屋根上に設置する太陽光発電パネルの風荷重算定において、風力係数は位置や勾配に関わらず同じ値を用いる。
- b. 太陽光発電パネルの表面は平滑であるので、勾配屋根に設置した太陽光発電パネルに雪は積もらない。
- c. 太陽電池は外気温が低いほど発電効率が上昇し、設置する位置や角度によって発電量が変化する。

※不正解の場合は、単位に登録できない場合があります。



栗山町「匠まつり」が助成の対象に

地域貢献活動センター委員会

委員長 久島 正嗣 (札幌支部)



平成26年北海道建築士会地域貢献活動センター地域貢献活動基金事業助成として、平成26年1月より、本会ホームページやリーフレット及び青年・女性・まちづくり各実行委員会との連携を通じ応募を募ってまいりましたが、夕張郡栗山町の「匠まつり実行委員会」から8月9日(土)開催予定の「匠まつり」への助成の申請がありました。

このイベントは、「子供たちに、木にふれあってもらい、木で物をつくる楽しみをわかってもらう」ことを主旨として、建築士をはじめものづくりに係わる多くの専門家が参加する町をあげてのおまつりです。

本委員会で助成の対象事業としてふさわしい地域貢献活動となっているかを審議した結果、助成の対象とすることといたしました。

匠まつりに係わる建築士の皆様が、地域の皆様と協力して、子供達のみならず、町民の皆様にも広くものをつくる楽しみを伝えていただきたいと期待いたします。

地域貢献活動とは、住民主体の地域づくりと建築士を結びつける活動を念頭においています。営利を目的とせず、かつ活動を行うことによって団体内部だけではなく、特定地域や周辺地域に実施効果があると認められる次の活動を指しています。

1. 歴史的資産の保全・再生・活用に関する活動
2. 景観の保全・再生に関する活動
3. 居住空間の保全・整備に関する活動
4. 自然環境の保全・整備に関する活動
5. 福祉環境整備に関する活動
6. 防災活動や防災施設の整備
7. 子供の住教育やまちづくり教育に関する活動
8. 建築やまちづくりによる地域活性化に関する活動
9. その他、活動センターが地域貢献活動と認める活動

また継続して3年以上建築士会に在籍する建築士が2名以上参画している活動グループであるということも必要条件となっています。

地域により、また参加している住民の方々や共同作業の進め方などにより、様々なパターンがあるのではないかと思います。

平成26年度の助成申請期間は9月の下旬までとなっています。皆様にもふさわしい「地域貢献活動」の提案をお待ちしております。

建築士が参加することで、より安全で豊かな、そして住みやすい地域づくりが更に進むことを期待しております。

日高支部で「応急危険度判定訓練」を開催

被災地応急支援特別委員会

委員 成田 勝宏 (室蘭支部)



5月17日(土)に日高支部「応急危険度判定訓練」を日高支部の主催、被災地応急支援特別委員会の協力で開催しました。



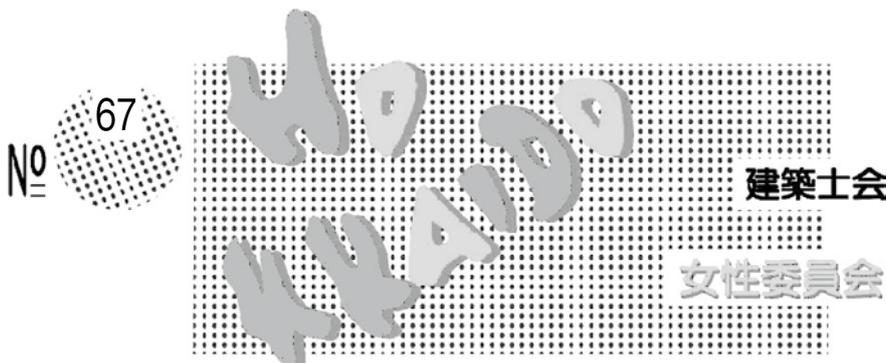
会場の新ひだか町静内公民館へは管内外から27名の参加がありました。

土井日高支部長による開会挨拶のあと、宮城県建築士会による東日本大震災時の応急危険度判定の体験座談会のビデオ上映があり、実体験による貴重な意見を知ることができました。次に応急危険度判定を想定しての判定基準と調査表記載方法のガイダンスが行われた後、いよいよ応急危険度判定訓練を開始。今回は机上訓練なので参加者は9テーブルに分かれての取り組みとなりました。

今回の想定被災建物は、木造1棟とRC造(ラーメン)1棟の合計2棟を調査対象とし、外観調査のみとしました。各テーブルには、想定被災建物の外観写真・平面図・調査箇所・各調査箇所の被害状況の写真シートが配置され、調査表記載者を選出してから、訓練を開始しました。

被害状況を順追って判定したのですが、被害箇所によっては判断が分かれ、意見が交わされる場面が多々ありました。ここで、判断に迷った場合は、二次災害の防止、安全を最優先させて危険側に判定することを確認しました。

実訓練は時間を少しオーバーしましたが、これは参加者が真剣に訓練を行い、前述の判断決定によるものです。今後の課題としてタイムスケジュールを考えていきたいと思えます。その後、判定解説と総評が行われて日高支部「応急危険度判定訓練」は無事終了しました。初めて参加する方は、調査表の内容と記載に不慣れなためか戸惑う場面もありましたが2回目3回目と訓練を重ねることによって解決できると思えますので、今回参加された方々はこれからも継続して訓練に参加してほしいと思えます。委員会としても多くの方々が訓練に参加できるように企画をしていかなければならないと考えています。



♪女性建築士の集いin旭川♪

君の椅子プロジェクト代表
～磯田憲一氏 講演会～
演題「生命ことほぐ」

木工のまち、家具のまちとして知られる旭川から発信し、2006年に東川町より始まった「君の椅子」プロジェクトは、「新しい市民」となった子どもたちに「生まれてくれてありがとう 君の居場所はどこにあるからね」の思いを込めて「椅子」を贈ります。3年前の東日本大震災当日に生まれた、被災地の子どもたち104人にも椅子を贈りました。このプロジェクトに取り組んでこられた磯田憲一氏に講演していただきます。

講演会の後は、2年前に動態保存として生まれ変わった旧岡田邸にて美味しいお蕎麦をいただきます。ご参加をお待ちしております!!

日時：9月28日(日)
☆第39回全道大会の翌日
受付 10:00～
講演 10:20～12:35
昼食会 13:00～(希望者のみ)
会場：旭川市神楽公民館
旭川市神楽3条6丁目1番12号
(参加費無料・昼食は実費)
申込先：①参加者氏名②所属支部③連絡先(TEL・メールアドレス)④移動手段の有無⑤昼食会参加の有無を添えて下記にお申込み下さい。(ホームページより申込用紙がダウンロードできます)
建築士会事務局(岡田)
電話：011-251-6076
FAX：011-222-0924
メール：okada@h-ab.com
締切り：9月10日(水)

雑貨と家具のお店のガイドブック
第2弾を出版しました

道央A(札幌支部) 新海 直美

今年の5月28日に「雑貨とインテリアのお店 さっぽろ・近郊」という本を発行しました。

2010年に発行した「さっぽろ雑貨とインテリアのお店」の第2弾となります。



〔著者〕
新海直美
〔出版社〕
北海道新聞社
〔価格〕
1,350円(税込)

今回は札幌だけでなく小樽や北広島など近郊も含め110店舗を掲載しております。

本の中身はさておいて、皆さんからよく聞かれる質問にこの場を借りて回答したいと思います。

◆「どうやって出版したのか？」

この本は北海道新聞社の事業局出版センターの代表メールに企画を送ったのが始まりです。そのメールから企画を面白いと思ってくださった編集者の方がいて、出版に至りました。後で聞いた話ですが、メールで企画を持ち込んで来る人はあまりいないようです(笑)

◆「写真って誰が撮っているの？」

表紙を除いて、自分で撮影と紹介文を書いています。カメラマンやライターさんをお願いすると本の価格が上がってしまい、手の届かない本になってしまうので「自

分で撮って書けるなら」というのが当初より出版の条件でした。はじめは、いくつかのお店にご協力いただいて、原稿と写真を提出し「これなら何とかいけそうだな」となった次第です。

◆「印税っていくらくらい？」

今回は初版で5500部発行しました。それでアラフォーの給料1か月分位でしょうか。実働時間から換算すると赤字です…(笑) ちなみに前は全部で6000部でした。

◆「どうやってお店を探すの？」

それは本の中で回答していますので、手に取って確認いただけると幸いです。

一般の書店ですと、ガイドブックや北海道の本のコーナーに置いてあることが多いようです。

お客様との会話のネタにも使ってもらえる内容になっているかと思しますので是非、ご活用ください。

高齢者障がい者の居宅サービスの
受給に適した住宅事例調査 報告書

小樽支部 本間 恵美

平成25年1月～2月に連合会が行った事例調査の報告書ができました。全118事例中、北海道からは12事例を提出しました。ご協力いただいた皆様、ありがとうございます。



報告書は、本部事務局に1冊ある他、連合会HP女性委員会のページよりダウンロードできます。
<http://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/news/2014-03-01.html>

報告書の内容は自由に使用できますので、是非ご活用ください。(使用時は報告書より抜粋した旨を明記してください。)

恒例の現場見学会

石狩支部

事務局長

末森 友美



6月27日(金)に石狩支部恒例の見学・懇親会を行いました。

今年は、石狩支部長が経営されている(株)佐藤建設で建設中である「憩いの園豊寿第2」の建築現場見学会でした。

この建物は、(株)佐藤建設が7年前に石狩市花川に作った高齢者向け住宅の「豊寿」に続く二棟目の建物で、最初の「豊寿」で生活ができなくなって来た方達で、要介

護1～5までの方を受け入れられる施設です。建物はRC造5階建てで、1階から4階までが要介護の方用の部屋で、5階は一般の方が居住できる部屋と、居住者の方がカラオケや茶話会ができるコミュニケーションルームがあります。食堂、コインランドリー、エレベーターも完備され、24時間常駐管理の安心の素晴らしい施設でした。

8月1日完成予定ということで、見学へ行った日は沢山の方が忙しく作業をしている中、建物の説明をしていただき、見学へ行ったメンバーは興味を持って質問をしていました。石狩支部のメン

バーがこのような施設を建設しているおかげで、施工現場の見学もでき、介護施設についても情報を得られ、とても内容のある見学会となりました。懇親会は、花川南地区の「サラン」で焼肉を食べながら、近況を語り合いました。



事務局だより

情報提供；北海道建築士会情報委員会

建築基準法の一部を改正する法律が6月4日に公布されました。

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずることを内容とした建築基準法の一部を改正する法律が6月4日に公布されました。また、施行令の改正案についても提示されたので概要についてお知らせします。

【法案の概要】

■木造建築関連基準の見直し (21条・27条)

【施行日：公布後1年以内】

木造の利用を促進するため、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとする。

■実効性の高い建築基準制度の構築

1 定期調査・検査報告制度の強化 (12条～12条の3)

【施行日：公布後2年以内】

定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。

2 建築物の事故等に対する調査体制の強化 (15条の2等)

【施行日：公布後1年以内】

建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら、必要な調査を行えることとする。国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限を充実する。

■合理的な建築基準制度の構築

1 構造計算適合性判定制度の見直し (6条の3等)

【施行日：公布後1年以内】

- ① 建築主が審査者や申請時期を選択できるよう指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できることとする。
- ② 比較的簡易な構造計算について、十分な能力を有する者が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。

2 指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設 (7条の6等)

【施行日：公布後1年以内】

特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。

3 新技術の円滑な導入に向けた仕組み (38条等)

【施行日：公布後1年以内 (準備行為を措置)】

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術に

ついて、国土交通大臣の認定制度を創設し、それらの円滑な導入を促進する。

4 容積率の合理化 (52条)

【①施行日：平成26年7月1日

②施行日：公布後1年以内】

- ① 容積率の算定に当たり、エレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積に参入しないこととする。
- ② 住宅の容積率の算定に当たり、地下室の床面積を延べ面積に参入しない特例を老人ホーム等についても適用する。

【政令の改正案】(公布：平成26年6月27日 施行：平成26年7月1日)

■階段に係る規制の合理化

利用者が安全に昇降できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法(告示)を用いる階段については、階段の寸法に係る規定等を適用しないこととする。

■防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化

スプリンクラー設備を設置した部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分(告示)にある防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造としなくてもよいこととする。

■圧縮ガス等を貯蔵等する建築物に係る用途規制の合理化

圧縮水素等を国土交通大臣が定める基準(告示)に適合する設備により安全に貯蔵等する一定の建築物については、準工業地域等内において建築できることとする。

■エレベーターに係る容積率制限の合理化

改正法による建築基準法第52条第6項の改正に伴い、容積率の算定に当たり延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機として、エレベーターを定めることとする。

■エレベーターに係る容積率制限の合理化に関する改正法の施行期日

改正法のうち、法第52条第6項に係る改正部分(エレベーターに係る容積率制限の合理化)の施行期日を平成26年7月1日と定めることとする。

※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

道本部の主な会議報告 (7月)

- ◆第1回CPDプログラム審査評議会
 (開催日) 7月11日(金)
 (議題) 1) 平成25年度(7月)~平成26年度(6月) CPD制度プログラム認定状況について
- ◆第2回被災地応急支援特別委員会
 (開催日) 7月12日(土)
 (議題) 1) 机上訓練報告(日高支部・恵庭支部)、帯広開催について 他
- ◆第2回代議員選挙管理委員会
 (開催日) 7月17日(木)
 (議題) 1) 代議員選挙告示について
- ◆第2回女性委員会
 (開催日) 7月19日(土)
 (議題) 1) 全道大会について
 2) 女性建築士の集いについて 他
- ◆第3回総務委員会
 (開催日) 7月26日(土)
 (議題) 1) CPD及び専攻建築士規則の改正について
 2) 相談役の推薦について 他

道本部の主な行事予定 (8月)

- (開催日) 8月9日(土) 第2回青年委員会
 8月21日(木) 第3回代議員選挙管理委員会

CPD認定プログラム(7月認定)

- ◆「小規模建築物を対象とした地盤・基礎」解説講習会

札幌会場

《日程及び会場》平成26年8月22日(金)
 札幌テレビ塔(札幌市)
 《単位数》3単位
 《問合せ先》(一社)北海道建築士会
 TEL 011-251-6076

帯広会場

《日程及び会場》平成26年8月28日(木)
 とかちプラザ(帯広市)
 《単位数》3単位
 《問合せ先》(一社)北海道建築士会 十勝支部
 TEL 0155-27-1888

- ◆「新しい北方型住宅「きた住まいる」について」及び「小規模建築物を対象とした地盤・基礎」解説講習会

函館会場

《日程及び会場》平成26年8月8日(金)
 北斗市総合文化センター「かなで〜」(北斗市)
 《単位数》4単位
 《問合せ先》(一社)北海道建築士会 函館支部
 TEL 0138-27-6858

- ◆Vectorworks BIM CAMP (木造) 札幌

《日程及び会場》平成26年8月30日(土)
 かでる2.7(札幌市)
 《単位数》5単位
 《問合せ先》(一社)北海道建築士会 札幌支部
 TEL 011-232-1843

- ◆平成26年度適合証明技術者及び

既存住宅現状検査技術者登録講習会

《日程及び会場》平成26年8月7日(木) 他3会場
 釧路市生涯学習センター(釧路市)
 他3会場
 《単位数》6単位/適合のみ4単位
 《問合せ先》(一社)北海道建築士事務所協会
 TEL 011-231-3165

平成26年度(一社)青森県建築士会三沢大会 「青森の住宅」コンテストに1791点応募

「建築士の日」記念大会として26回目となる三沢大会が6月28・29日に「国際色豊かな地」に集い、翔け建築士!」の大会テーマのもと開催されました。当日は式典前に見学会や親善ゴルフ大会が行われる一方、スカイプラザミサワで市内7校の小学生から応募があった「こんなお家にすんでみたい!「青森の住宅」コンテスト」の1791点の全作品が展示されていました。会場の壁やパネル全面の作品展示は、三沢支部の皆様の子供に対する愛情に溢れていました。式典前には「青森の住宅」コンテストの金・銀・銅賞の表彰式が行われ、胸にリボンを着けた子供達が親に付添われ、緊張した面持ちで表彰状と副賞を受け取っていました。地元小学生の80%の応募があったことは、建築士会と学校との協力関係が良好であることが窺えます。

式典では、十和田支部青年委員の地域実践活動「十和田市の今~未来 100年後の十和田市を創造しよう!」が報告されました。大懇親会では、青年委員会が三沢の夜の活性化を図るため、10支部の二次会会場をゲームで公平に決め、懇親会終了後それぞれお店に向い地域貢献を図りました。翌日は支部対抗競技大会(紙ヒコーキ大会)が催されました。前年まではスポーツ大会でしたが、怪我のリスク回避のため止めたとのことでした。何処も同じ年齢状況で考えさせられました。

(副会長 吉木 隆)



受賞の子供達

建築3団体共同提案骨子の 建築士法一部改正が成立

建築3団体(日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会)による建築士法改正の共同提案について自民党建築設計議員連盟が中心に改正案を練り、議員立法として国会に提出された。建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主への情報開示充実等に関する建築士法一部改正案は、6月20日の参議院本会議で可決、成立した。建築3団体が初めて合意し、法律改正が実現出来た意義は重く、今後は発注者や会員への周知徹底が急務である。法改正は公布から1年以内に施行する。詳細は日本建築士会連合会ホームページ、連合会からのお知らせ2014/06/23「建築士法の一部を改正する法律案」の成立を参照して下さい。

編集後記

8月に入り北海道の短い夏も残り少なくなりましたが、ビールの旨い真夏はまだ続いています。情報委員会新人の柳山です。今月のトップに「J5」を紹介させていただきました。これから5会が連携して行政や各方面でPR活動していきますので会員の皆さまのご協力をお願いします。「女性建築士の集い」にて講演される「君の椅子プロジェクト」は素晴らしい企画ですね。君の居場所はここだよ、と生まれた時から自分専用の椅子と一緒に育つ。食育、住育、これは「思い出育」でしょうか。

情報委員会 柳山美保子

情報委員会委員長/神田 光英
 副委員長/斎藤 勝哉・早川 陽子・森 勝利
 委員/高松 徹・熊谷 智・柳山美保子
 鈴木 雅人

北海道建築士 No.204号

印刷 平成26年7月/発行 平成26年8月

編集・発行 一般社団法人 北海道建築士会
 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
 大五ビル
 電話 (011) 251-6076番
 URL <http://www.h-ab.com/>

印刷 株式会社 正文舎
 〒003-0802 札幌市白石区菊水2条1丁目
 電話 (011) 811-7151番